

国際日本文化研究センター防災管理規程

平成 2（1990）年 4 月 1 日 制 定
令和 8（2026）年 8 月 5 日 最終改正

（目的）

第 1 条 この規程は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）における火災、震災、風水害等（以下「災害」という。）の防災管理について必要な事項を定め、災害を予防するとともに災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。

（委員会）

第 2 条 防災管理について必要な事項は、財務・施設利用委員会で審議する。

2 財務・施設利用委員会の構成及び運営等については、国際日本文化研究センター委員会規則（平成 21 年 6 月 4 日制定）の定めるところによる。

（防火管理者）

第 3 条 センターに消防法（昭和 33 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定による防火管理者を置き、財務課長をもって充てる。

2 防火管理者は、法第 8 条第 1 項に定める消防計画（以下「消防計画」という。）の作成及び防火管理上必要な業務を行うものとする。

（火気取締責任者及び火元責任者）

第 4 条 防火管理者の業務を補佐させるために、防火管理区域における施設の区分ごとに火気取締責任者及び火元責任者を置く。

2 火気取締責任者は、国際日本文化研究センター建物等監守計画（平成 17 年 9 月 22 日制定）第 2 条に規定する資産監守者を、火元責任者は資産補助監守者をもってそれぞれ充てる。

3 火気取締責任者は、自ら又は火元責任者をして監守区域における次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）火気使用場所の点検
- （2）火気使用設備・器具、危険物施設等の点検
- （3）消火設備・器具及び避難設備・器具等の点検
- （4）その他防火管理上必要と認める事項

（臨時火気使用）

第 5 条 センター内において、臨時に火気を使用する場合は、火気取締責任者を経て防火管理者の許可を得なければならない。

（防災教育・防災訓練）

第 6 条 防火管理者は、教職員に対して防災教育を行うとともに、消防機関と緊密な連絡をとり防災訓練を行わなければならない。

2 教職員は、前項の防災教育及び防災訓練に参加しなければならない。

(非常持出の表示)

第7条 防火管理者は、火気取締責任者又は火元責任者をして、防火管理区域内の重要物品等にあらかじめ非常持出の表示をしておかなければならない。

(自衛消防隊)

第8条 災害発生時の被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の編成及び任務は、消防計画で定める。

(災害発生時の措置)

第9条 自衛消防隊の本部長は、災害の発生を知ったときは直ちに自衛消防隊を出動させるものとする。

2 火災を発見した者は、直ちに防火管理者に連絡するとともに初期消火に努めなければならない。

3 防火管理者は、前項の連絡を受けたときは、直ちに非常放送によりセンター内の教職員等に知らせるとともに、消防機関に通報し、また自衛消防隊本部長又は副本部長に連絡しなければならない。

(招集)

第10条 勤務時間外において、災害が発生したことを知り、又は招集を受けたときは、教職員は速やかに参集しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、防災管理、防災教育、防災訓練及び自衛消防隊の運用等については、消防計画の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成2（1990）年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7（1995）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17（2005）年9月22日から施行し、平成17（2005）年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29（2017）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2（2020）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8（2026）年8月5日から施行する。